

若狭町地域見守りネットワーク

「若狭町地域見守り活動」協力事業者募集

本格的な少子高齢社会を迎える中で、高齢者や障害者、子どもなど生活支援を必要とする住民の地域における孤立が問題となっていることから、本町内では、現在、民生委員、福祉委員、老人家庭相談員など、地域住民の方による見守り活動が行われています。

このような中、若狭町では、事業者様の協力をいただきながら、地域での見守り活動の充実・強化を図ることで、町民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会を形成することを目指しています。

若狭町では、この活動の趣旨に賛同し、日常業務内で町民の異変を発見することができる事業者を募集しています。

1. 募集期間 随時

2. 見守り対象者

高齢者、障害者および子どもなど生活支援を必要とする者

3. 募集する対象事業者

日常業務内で町民の異変を発見することが可能な事業者

4. 協力事業者の申込みおよび登録の方法

(1) 申込み方法

この活動に協力する意思がある事業者は、「若狭町地域見守り活動事業」協力事業者登録申請書（様式1）に必要事項を記入の上、若狭町福祉課（以下「町」という。）に持参または郵送でお申込みください。

(2) 登録

町は、申込みのあった事業者を確認し、「若狭町地域見守り活動」協力事業者として登録し、若狭町地域見守り活動協力に関する協定書を取り交わします。

(3) 周知等

町は、登録した協力事業者の一覧をホームページ等で紹介します。また、登録した協力事業者は、この活動名等を広告等に使用することができます。

5. 協力事業者の取り組む業務

協力事業者は、この活動の趣旨を従業員に周知していただき、「地域見守り活動のポイント」（別紙1）を参考に、日常業務の中で異変に気づいた時は、町へ情報提供をお願いします。

なお、情報提供の流れは、「若狭町地域見守りネットワークフロー図」（別紙2）をご参照ください。

地域見守り協定を締結することで、若狭町地域見守りネットワークに加入することになります。

〒919-1592

福井県三方上中郡若狭町市場 20-18

若狭町福祉課 地域包括支援センター

電話：0770-62-2702

F A X：0770-62-1049

E-mail：hokatsu-shien@town.fukui-wakasa.lg.jp